

# 青森県報

第二千二百三三号

平成十五年七月二十三日(水曜日)

## 目次

### 告 示

家畜伝染病の発生.....	(畜産課).....一
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....	(水産振興課).....一
道路の供用の開始.....	(道路課).....二

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告.....	(文化・スポーツ振興課).....二
大規模小売店舗の変更の届出.....	(経営振興課).....二
右 同.....	(同).....三

### 出先機関

土地改良事業の工事の完了.....	(下北地方農林水産事務所).....四
-------------------	---------------------

## 告 示

青森県告示第四百八十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年七月二十三日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、患畜、疑いの別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	西津軽郡車力村	平成十五年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百八十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧																
<table border="1"> <tr> <th>加入区名</th> <th>発起人の住所及び氏名</th> <th>期 間</th> <th>場 所</th> </tr> <tr> <td>むつ</td> <td>むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三番地 木村 亀 治</td> <td>平成十五年七月二十三日から八月六日まで</td> <td>むつ市漁業協同組合</td> </tr> <tr> <td>つ</td> <td>むつ市大字奥内字浜奥内六番地二 品木 長 助</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>むつ市大平町三三番九号</td> <td>大室 石 夫</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入区名	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所	むつ	むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三番地 木村 亀 治	平成十五年七月二十三日から八月六日まで	むつ市漁業協同組合	つ	むつ市大字奥内字浜奥内六番地二 品木 長 助			むつ市大平町三三番九号	大室 石 夫			
加入区名	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所														
むつ	むつ市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三番地 木村 亀 治	平成十五年七月二十三日から八月六日まで	むつ市漁業協同組合														
つ	むつ市大字奥内字浜奥内六番地二 品木 長 助																
むつ市大平町三三番九号	大室 石 夫																

青森県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 十和田三戸線	十和田市大字滝沢字指久保一五九の一から 十和田市大字滝沢字上財ノ川原一八の二二まで	平成十五年七月二十三日

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十五年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいゆう

三 代表者の氏名

大谷 圭子

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡板柳町大字狐森字浅井七〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する障がい者の方々に対して、就労する上での支援並びに生活を楽しみ、生きがいを見出すことにつながる活動を行い、障がい者があらゆる分野において自由な社会参加ができ、そしてライフステージの全ての段階において人権が尊重され、活動ができる社会を目指すことにより、福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役社長 田村圭三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役社長 田村圭三

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗内の 店舗面積の合計	三、三三三平方メ ートル	四、六二六平方メ ートル	平成六・三・二

五 届出年月日

平成十五年七月十日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年七月二十三日から同年十一月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗内の 店舗面積の合計	二、八五五平方メ ートル	三、六九七平方メ ートル	平成六・三・二

五 届出年月日

平成十五年七月十日

六 届出書及び添付書類の縦覧

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

1 場所

平成十五年七月二十三日から同年十一月二十三日まで

2 期間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

3 時間

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

第二東通地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年七月二十三日

下北地方農林水産事務所長 澤 田 満

一 県営土地改良事業の名称

高生産性大区画ほ場整備事業（低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業）

二 工事完了年月日

平成十五年六月二十五日

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭